

鴨川市立天津小湊小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月改訂

天津小湊小学校は、学校教育目標に「豊かな心で、共に高め合い、未来をたくましく生きぬく子どもの育成」を掲げ、「児童・保護者・地域・教職員が共に誇れる学校」を合言葉に、日々教育活動を行っている。

この教育目標実現のためには、全校児童が心身ともに安心して学校生活を送り、一人ひとりが掲げる目標を達成できるよう、教職員が児童とともに人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりをすることが必要不可欠である。

「しかし、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両者になり得るという危険性をはらんでいる。

こうした事実を踏まえて、「いじめは絶対にゆるさない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの子どもどの学校でも起こり得る」ことを念頭に「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの早急な対処処置」について、天津小湊小学校全職員が共通理解を図り、組織的に対応していく必要がある。

そのため、「いじめ防止対策推進法」「千葉県いじめ防止対策推進条例」を受け、ここに日常の指導体制を構築し、いじめの未然防止及び早期発見、いじめを認知した場合の適切かつ迅速な解決を目指して、ここに「鴨川市立天津小湊小学校 いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの定義

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条）

「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず同じ学校・学級やクラブ活動の児童、塾や スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないように努めることが必要である。

2 基本理念等について

(1) いじめの禁止

いじめの防止等の対策は、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目的としなければならない。そこで、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、児童に豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認めてお互いの人格を尊重し合える態度などを育み、心の通う人間関係をつくる。加えて、全ての児童が安心して、自己有用感や充実感を味わえる学校生活づくりを行う。さらに、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざす。

(2) いじめの防止に関する基本理念

- ① いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。そのため、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分理解できるよう、対策を講じる。
- ② いじめはどの児童にも、いつでもどの学校でも起こり得ることを踏まえた上でいじめの未然防止に努める。いじめを生まない土壌づくりに向け、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを行う。

3 いじめ防止対策組織について

(1) 「生徒指導会議」

全教職員で月1回問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動について話し合いを行うとともに、必要に応じて開催し、対応を協議する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」

いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないように組織として対応するため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラーや外部機関と連携する。

○「いじめ防止対策委員会」の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

④いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

4 いじめの未然防止について

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) いじめ防止の環境づくり

- ①主体的に取り組む協同的な活動を通して他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童全員が感じとれる絆づくりの推進。
- ②授業や行事の中でどの児童も落ち着ける居場所づくりの確保。

(2) 「わかる授業」の展開

- ①週指導記録簿による教職員の自己評価(指導方法の改善)。
- ②教材研究と指導案検討による校内研修の充実。
- ③セルフチェックシートによる授業の自己評価を月1回程度実施。

(3) 道徳教育・体験活動の充実

- ①道徳授業の完全実施及び授業の相互参観による道徳授業の充実。
- ②異学年交流の実施(遠足、集会、給食等)。
- ③学級活動におけるソーシャルスキルトレーニングの実施。
- ④ピア・サポートの活用。

(4) いじめ防止の啓発活動

- ①人権週間にパンフレットを活用し、人権について学習を全学年で実施。
- ②サイバー犯罪等の講習会を開催し、インターネットを使ったいじめ等に関心を持たせ、いじめ防止に努める。
- ③児童会主催の集会等で、いじめ防止を訴える企画を実施。

(5) 指導方針の周知

以下の3点を児童及び家庭に学校だよりの配布やPTA総会・懇談会にて周知する。

- ①いじめに対して厳正に対応すること。
- ②いじめの軽重に関わらず、全教職員の情報共有及び関係児童の保護者へ事実と指導について連絡すること。
- ③重大事態については、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、警察と連携した対応をとること。

5 いじめの早期発見と相談・通報について

(1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施

- ①いじめの状況把握のために年間3回(6月、11月、2月)アンケートの実施と集計分析。
(インターネットに通じたいじめについての質問項目を含む。)
- ②年間3回(6月、11月、2月)の教育相談期間を設け、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察

- ①昼休み等授業時間外の児童の人間関係を観察するなど、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

(3) いじめに関する窓口の常設

- ①いじめ防止対策委員会の日常的な相談・対応の窓口としての活動を推進する。
- ②「相談箱」等を設置し、いじめに関わる情報の収集と把握に努める。
- ③全教職員がいじめに関する相談窓口であるという認識を持つように、管理職が校内研修等を利用すると共に日常的な指導を通し、周知徹底を図っていく。

(4) いじめの早期発見と対応に関する研修の実施

- ①いじめ防止対策や対応に関わる研修を校内研修の年間計画に位置づけ、計画的に実施する。
- ②事例検討会を実施し、防止対策や対応に関わる研鑽を積む。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめ事案に関わる聞き取り

いじめ事案に関わる聞き取りについては、以下の点について配慮する。

- ①聴取の体制としては、2人以上で対応する。
- ②記録の保存については、手書きとパソコンでまとめたものの両方を残す。
- ③聴取時間や場所の環境、休憩や食事時間等、適切に配慮する。
- ④暴言や威圧等の不適切な聴取方法は行わない。

(2) いじめを受けた児童生徒の安全安心の確保と支援体制

- ①聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた児童の希望を考慮しながら、いじめ防止対策委員会は、安心安全の確保の方法(いじめを行った児童への指導・いじめを行った児童との隔離・いじめを行った児童の保護者への指導の依頼)を検討し、速やかに実行する。
- ②いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童の安心安全を確保し続けるための支援体制(事務局が中心となって、担任等とともに、監視・相談体制の説明・保護者の協力依頼等)を、いじめを受けた児童とその保護者の了解のもと、すぐに構築する。

(3) 家庭や関係機関、専門家と協力体制の構築

- ①関係児童の保護者へ当該いじめ事案に関わる事実を連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。
- ②学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく早期に警察や児童相談所等の関係機関に相談する。その際、個人情報の保護については十分留意する。

(4) いじめを受けた児童生徒及びその保護者のケアや支援、いじめ被害者の心理を理解した対応を心がける。

① いじめを受けた児童の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた児童の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるようにする。

② いじめを受けた児童の保護者のその後の相談にも真摯に対応することを伝えとともに、今後の指導内容・方法について、いじめを受けた児童及び保護者と協議し、その結果に基づき指導を行う。

(5) 再発防止のための指導・啓発

【いじめを受けた児童】

① いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを積極的に声かけする。

② いじめ防止対策委員会は、いじめを行った児童からのいじめを受けないように措置する。また、同じ児童からいじめや威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、学校職員や保護者へ知らせるように指示するとともに、いじめを受けた児童の安心安全を確保するために十分な対応をするという意志を伝える。

【いじめを行った児童】

① いじめ防止対策委員会は、「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、反省する機会を設ける。

② いじめ防止対策委員会は、いじめを行った事実と家庭の協力を求めること・必要に応じて関係機関へ連絡することを、当該児童の保護者に連絡することを伝え、自分のしたことに対する重大性を感じさせる取組を行う

【観衆等となっていた児童】

① いじめ防止対策委員会は、「いじめは、どの児童・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える児童はいない。学校はいじめの問題にかかわる対象を全児童と考える」ことを、観衆等となっていた児童へしっかり伝え、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

② いじめ防止対策委員会は、「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇気」について、相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないと説明し、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

(6) いじめ事案に関わる情報提供

① いじめ防止対策委員会は、「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇気」について、相談、通報は適切な行為であることを説明し、相談・通報の正当性を意識させ、いじめ撲滅に向けて学校全体で取り組んでいくことを確認する。

② いじめ防止対策委員会は、いじめの状況によって関係機関に情報提供を行い、情報の共有を図る。

(7) 具体的ないじめの態様の例

① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

② 仲間はずれ、集団による無視をされる。

③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

7 重大事態への対応について

「重大事態」の定義

○児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害（骨折など）を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も該当

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応行動計画」に基づいて対応する。

※「重大事態対応行動計画」

①設置者への報告

発見者・受理者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭・校長 → 市教委・教育長 → 市長

・いつ（いつ頃から） ・誰が ・誰から ・どんないじめか

・認知後の学校の対応 等

②調査組織の設置（第三者の参加）

③事実関係明確化のための調査の実施

④情報の適切な提供（いじめを受けた児童及びその保護者）

⑤設置者への調査結果の報告

⑥調査結果を踏まえた必要な措置

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ防止対策委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報提供する。

8 公表・点検・評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針の公表

①学校ホームページにて「学校」いじめ防止基本方針を公表する。

②PTA総会や懇談会・学校行事等を利用して、学校いじめ防止基本方針を公表する。

③学校だより・学年だよりへ掲載する。

(2)いじめ事案への取り組みの評価・分析

- ①児童及び保護者へのアンケート調査、学校評価の集計分析を行う。
- ②アンケートや学校評価の分析結果をもとに、校内研修等の時間を活用して改善点等について周知を図る。
- ③学校評議員による取り組み評価と分析を行う。

(3)学校いじめ防止基本方針の見直し

- ①年度初めには、その年度の「学校いじめ防止基本方針」の確認・見直しを行い、新しく異動してきた教職員にも周知を図る。